

吹田市中規模小売店舗設置に関する指導要領

制定 令和4年2月21日決裁

(目的)

第1条 この要領は、本市における中規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、中規模小売店舗を設置する者によりその施設の配置及び運営方法について適正な配慮がなされることを指導することによって、周辺の地域環境との調和を図り、もって市民生活の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「店舗面積」とは、小売業（飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。）を行うための店舗の用に供される床面積をいう。

2 この要領において「中規模小売店舗」とは、一の建物であって、その建物内の一の店舗の店舗面積が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの（大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗に該当する建物を除く。）をいう。

(事業計画の届出等)

第3条 中規模小売店舗の新設（建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより中規模小売店舗となる場合を含む。以下同じ。）又は増設（現に設置している中規模小売店舗の店舗面積の増加をすることをいう。以下同じ。）をする者は、事業計画書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 付近見取図並びに駐車・駐輪場及びゴミ置場等の記載がある配置図
- (2) その他市長が必要があると認める書類

2 前項の規定による届出の時期は、次のとおりとする。

- (1) 中規模小売店舗の新設又は増設が吹田市開発事業の手続等に関する条例（平成16年吹田市条例第13号）の適用を受ける場合にあつては、同条例第15条第1項に規定する大規模開発事業事前相談申出書又は同条例第19条第2項に規定する中規模等開発事業事前協議承認申請書の提出の日から建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する建築確認申請の日まで
- (2) 中規模小売店舗の新設又は増設が吹田市開発事業の手続等に関する条例の適用を受けない場合にあつては、これに着手する前

3 市長は、第1項の規定による届出があつたときは、同項の事業計画書の概要、届出年月日及び縦覧場所を公告するとともに、当該事業計画書及び同項に規定する添付書類を公告の日から1月間縦覧に供するものとする。

(意見書の提出)

第4条 前条第1項の規定による届出に関して意見を有する者は、同条第3項の公告の日から、同項に規定する縦覧期間満了の日の翌日から起算して14日を経過する日までの間に、市長に対し意見書を提出することができる。

(市長の意見の通知)

第5条 市長は、第3条第1項の規定による届出に関して意見を有する場合にはその内容を、意見を有しない場合にはその旨を同条第3項の公告の日から2月以内に当該届出をした者に通知するものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、中規模小売店舗の設置に関する指導に関し必要な事項は、都市魅力部長が定める。

(施行期日等)

第7条 この要領は、令和4年2月21日から施行する。

2 この要領の施行の日前に、吹田市中規模小売店舗設置に関する指導要綱（平成12年吹田市告示第291号）の規定によりなされた届出、その他の行為は、この要領の相当規定によりなされた届出、その他の行為とみなす。

年 月 日

吹田市長 宛

設置者 住所
氏名
電話

〔法人その他の団体にあつては事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

1 建物の概要

(1) 建設場所

吹田市

(2) 敷地面積

m²

(3) 造成工事又は既存建物等の解体工事着手予定時期

年 月 日

(4) 建物建築着手予定時期

年 月 日

(5) 建物の内訳

・構造

造 階建

・面積

階数	床面積 (㎡)	店舗面積 (㎡)	予定業種
合計			

2 完成予定

年 月 日

3 営業開始予定

年 月 日

4 計画商圈

(1) 第1次商圈

(2) 第2次商圈

5 運営方法

(1) 設置者の直営

(2) テナントに賃貸
賃貸予定業者

6 一日平均入店予定者数

人

- | | | | |
|----|-------------------------------------|----------------|----------------|
| 7 | 年間の平均的な休祭日のピーク1時間に予想される自動車による来店予定台数 | | 台 |
| 8 | 駐車場面積及び収容台数 | m ² | 台 |
| 9 | 駐輪場面積及び収容台数 | m ² | 台 |
| 10 | ゴミ置場の構造及び面積 | 造 | m ² |
| 11 | リサイクルの取組み予定内容 | | |
| 12 | 開店時刻 | 時 | 分 |
| 13 | 閉店時刻 | 時 | 分 |
| 14 | 年間休業日数 | | 日 |
| 15 | 環境に対する基本的な考え方 | | |
| 16 | その他参考事項 | | |